

## 農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドラインの準拠の要件化について

### はじめに

日本の農業の競争力強化につながる品質及び生産効率の向上を図るためには、A Iやデータ等を活用したスマート農業を普及し、データの利活用を促進させることが重要です。データは多くの場合、データそれ自体に価値があるのではなく、データの加工・分析等を行い、データを事業活動に利用することで初めて価値が創出されます。特に加工・分析技術が将来的に革新されれば、その価値は一層高まることとなるため、農業関係者等の原（生）データを蓄積し、将来の優れた技術により加工・分析して得た情報を匠の技の継承や先進的な農業経営の実践に農業関係者自ら活用できることは有意義と考えられます。

他方で、データが法的に保護されることは限定的であり、データの保護を契約等により適切に行わなければ、たとえば、データ流出や不正利用に伴って、営業秘密やノウハウが外部に流出するおそれがあります。一般論でいえばデータは容易に複製することができ、また、適切な管理体制がなければ不正アクセスにより外部に流出され得るものであることから、データに営業秘密やノウハウ等が含まれている場合、データ提供者がデータの提供によってこれらの営業秘密やノウハウが競合産地に流出してしまうという不安を持つこともあります。

### 要件化の対象となるスマート農業関連の製品・サービスの考え方

「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」（以下「G L」といいます。）はスマート農業を進めるため、農業データの利活用の促進とノウハウの流出防止の調和を図るルールを示すものです。農業関係者等がスマート農業関連の製品・サービス提供事業者（以下「スマート農業事業者」といいます。）との間で農業データを提供する契約を締結する時に参照されることを想定しています。

農業現場で農業関係者がスマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を扱うもの）、農業ロボット（搾乳ロボット等）、I o T機器（環境制御施設、自動給水栓、飼養管理機器等を含む）等を利用することで生じるデータ等（画像やノウハウを含む）をスマート農業事業者が受領・保管する場合、農業関係者等との間で締結するシステムサービスの契約をG L準拠の要件化の対象とします。

## **GL 準拠の考え方**

GLは契約に当たり当事者間で取り決めておくべき主な課題や論点を提示するとともに、契約の考え方や条項例を示すものであり、契約の自由を制約するものではありません。契約の自由の原則に鑑み、契約の相手方の選択、契約内容の決定、契約の方式等についてはあくまでも当事者の意思に委ねられ、データの利用権限等を契約により当事者間で自由に定めることができます。

一方、熟練農業者等は、栽培ノウハウなどの流出に非常に敏感になることが多く、流出をおそれるあまり、当該ノウハウ又はそのノウハウを構成するデータや画像を第三者に提供することに対して慎重となるのが一般的です。そこでGLではスマート農業の普及に不可欠なデータの利活用を促進するべく、農業関係者が安心してデータを提供できるよう、ノウハウの流出を防止する契約ひな形となっていると受け止めてもらえるような内容としています。

このため、要件化の対象となるシステムサービスの契約のGL準拠に当たり、原則として、GLの契約ひな形と同じ内容か、GLの内容と齟齬がないと合理的に判断される範囲内の契約にさせていただくこととなります。

それが困難である場合は、GLの趣旨に反しない範囲内で代替措置に変更したり、取り決める必要が無い（発生が想定されない）場合は、当該項目を契約内容に含めないこともできることとします。その際、代替措置や契約内容に含めない項目の内容について、GLの内容との差異を農業関係者等へ契約締結時までに説明を行い、必ず同意を得ることで要件化に対応可能とする等、要件化の初年度の令和3年度は柔軟な運用とします。

## **要件化の対象となる補助事業等におけるGL準拠の確認**

要件化の対象となるシステムサービス契約がGLに準拠しているかどうかについては、当該システムサービスの提供者が弁護士等と相談の上、自己評価を行います。要件化に対応してGLに準拠した製品・サービスであれば、それが分かるように自社ホームページやカタログ・チラシ等に明記していただきます。

GLに示された取り決めておくべき内容のチェックリスト（別紙①）と契約ひな形（別紙②）を別紙の通り作成しましたので、GL本体とあわせて御活用ください。

補助事業等の申請時にGL準拠の確認を行う場合には、農業関係者等は販売店やスマート農業事業者等に問い合わせ、要件化に対応してGLに準拠した製品・サービス

であるかを確認します。要件化に対応してG Lに準拠した製品・サービスであれば、そのことを示したページ等の写しを補助事業等の申請書に添付することで、当該申請書の受付・審査を行う担当部局(直接補助の場合は国、間接補助の場合は都道府県等)がG L準拠の確認を行います。事業実施主体となる農業関係者等は、システムサービス提供者から代替措置や契約内容に含めない項目の内容について、G Lに記載の内容との差異に関する説明を受け、同意した場合にのみ契約を締結できるものとしします。

なお、要件化に対応して、G Lに準拠したシステムサービスの契約であることについて弁護士等(社内弁護士、弁理士等を含む)の確認を受けた場合は、必要事項を記載済みのチェックリストをメール(宛先: keiyaku\_gl@maff.go.jp)送付いただくことを条件とする補助事業等がある可能性もあります。G Lの代替措置や契約内容に含めない項目の内容について、G Lに記載の内容との差異を中心に農業関係者等へ説明して同意を得ることをお約束いただいた事業者に限り、送付いただいたチェックリストを農林水産省内の補助事業等担当部署で共有します。

また、農地等の基盤整備事業の一環としてスマート農業関連製品を導入する場合には補助事業等の申請時ではなく事業着手後の工事契約時に工事受注業者からの提出資料(システムサービス提供者のホームページの写し等)により事業実施主体がG L準拠の確認を行うなど、各対象事業の事業実施の流れに応じた運用とします。

## **参 考**

農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドラインについて

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

## **お問い合わせ先**

【農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドラインの準拠の要件化について】

農林水産省 知的財産課 (電話: 03-3502-8111 (内線 4287))

【ノウハウ、データ、成果物の利用権限等を扱う契約、その他の知的財産全般に関すること】

独立行政法人 工業所有権情報・研修館 (INPIT)

知財総合支援窓口 (電話: 0570-082100 (全国共通)) ※

※ 47 都道府県すべてに相談窓口を開設し、中堅・中小企業等の知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを無料で提供しています。専門性の高い相談には定期的に専門家が対応するほか、相談内容に適した専門家が訪問して支援を実施しています。